

平成27年11月17日
国土交通省

航空法施行規則の一部を改正する省令等の制定について ～無人航空機の飛行の許可等の事前受付を開始します～

無人航空機（ドローン、ラジコン機等）の飛行に関する基本的なルールを定めることを内容とする航空法の一部を改正する法律（平成27年法律第67号。以下「改正法」という。）が平成27年12月10日に施行されます。これに伴い、無人航空機の飛行の禁止空域や飛行の方法等の詳細について定めるため、航空法施行規則の一部を改正するとともに、所要の告示の整備を行いました。（別紙1）

さらに、飛行禁止空域における飛行や飛行の方法によらない飛行については、国土交通大臣による許可又は承認（以下「許可等」）が必要となることから、許可等の審査要領を定めました。（別紙2）

本日から改正法施行にあたっての許可等の事前受付を開始しますので、特に施行日（12月10日）直後に許可等が必要な無人航空機の飛行をお考えの場合には、お早めに以下の問い合わせ・相談窓口までご連絡をお願いいたします。

※無人航空機の飛行ルール等の詳細については、国土交通省の以下のホームページに掲載しております。

ホームページ：http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html

※また、許可等の申請の方法（申請書の様式、申請先等）も同ホームページに掲載しております。

【問い合わせ・相談窓口】

国土交通省 航空局 安全部 無人航空機窓口

電話：03-5253-8111（国土交通省代表）

内線：50157、50158、50216、50226、
48182、48303

直通：03-5253-8737、03-5253-8696

Fax：03-5253-1661

Email：hqt-jcab.mujiin@ml.mlit.go.jp